

平成 30 年 5 月 16 日現在

機関番号：37111

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K17043

研究課題名(和文)無体的財貨に対する法的規律のあり方

研究課題名(英文)Protection for digital assets

研究代表者

谷川 和幸(Tanikawa, Kazuyuki)

福岡大学・法学部・講師

研究者番号：40584032

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：電子書籍やデジタル音楽ファイルといった形式で著作物(コンテンツ)を享受することに関する利用者の利益を、それを提供するプラットフォームが課す様々な契約上及び技術上の制約からいかに法的に保護するかという課題の解明のため、著作権法にビルトインされた各種のバランス調整法理(特に消尽法理)を再検証し、その有用性や限界を明らかにするとともに、事は著作権制度だけの問題ではなく、競争法や消費者法からのアプローチの重要性を指摘した。

研究成果の概要(英文)：There are various kinds of post-sale restrictions on digital assets we buy through Internet services. I researched how to protect users' digital assets by the statutory limitations or exceptions of copyright like the first sale doctrine.

研究分野：知的財産法

キーワード：無体財産法 消尽 コンテンツ・オーナーシップ 著作権

1. 研究開始当初の背景

ある財の獲得者がその財について使用・収益・処分する権能は、伝統的に、所有権により保障されてきた。これに対し、近時、インターネットをはじめとする情報技術の進展に伴い、物理的実体を持たない形で財(無体的財貨)の獲得がなされ、その利用が生じる現象が増加してきた。例えば、電子書籍や音楽ファイルのように、著作物(コンテンツ)をデータ形式で入手してその内容を享受する方法が、Amazon社の電子書籍サービスKindleや、Apple社の音楽配信サービスiTunes Music Store等の普及により、一般的となった。また、オンラインゲームに目を向けると、プレイヤーがゲーム内で獲得した貴重なアイテムについて、現実世界における暴行や欺罔行為によって、その利用権限が第三者に奪われる事件が発生するようになった。

このような財貨の無体化という現象について、法分野を横断し、新たな「財の法」を構想する研究はいまだ見られない状況にあった。

2. 研究の目的

そこで本研究は、このような「財の法」の構築を目的とすることとした。具体的には、物理的実体のある有体物を客体として想定してきた従来の財産権法制が、無体的財貨の保障にどこまで有効なのかを検証することがその中心的課題となる。

この課題に対しては、所有権概念の拡張という物権法・財産法的なアプローチで臨む方法と、当事者間の契約法的規律に委ねるとする契約法的なアプローチで臨む方法とを対置することができる。このいずれが適しているのか、あるいは第三の方途があり得るのか、という点も重要な課題である。つまり、無体的財貨に対する法的規律として適した法制度とはどのようなアプローチに基づくものであるかを解明すること、これが本研究の目的である。

3. 研究の方法

上記の目的を達するため、研究開始当初には次のような研究の方法を予定していた。

まず前者の財産法アプローチに対応するものとして、米国における virtual property に関する議論を参照することで、無体的財貨を財産権(property)として承認することに関する正当化根拠を探る。次に、同じく米国において、これに対抗する形で展開されてきた契約法アプローチに関する議論を参照し、両アプローチの対比を行う。さらに、大陸法系のヨーロッパの国における議論を参照し、そこで実際に生じている紛争についてどのような議論がなされているかを明らかにし、それを前記の対比の文脈に位置付ける。

研究内容の構想の時点での事前調査によって、上記のような議論枠組みで議論されていることが明らかとなっていたため、それに

従って上記のような方法を予定したのであるが、しかしながら、研究に着手した後、問題状況に変化が生じた。

第一の変化は、インターネットにおけるサービスの実態の変化である。すなわち、コンテンツ流通の方法が、ダウンロード型からストリーミング型へと大きく転換した。その結果、無体的財貨として捉えるべき利益の内容が、ダウンロードされた音楽ファイル(ダウンロード型の場合)から、特定のサービスの利用権限(ストリーミング型の場合)へと質的に変化した。このような社会実態の変化に伴い、本研究の方法論も変更を余儀なくされた。

第二の変化は、学説の議論状況である。無体的財貨の内実が上記のような利用権限へと変化したことを受け、財産法アプローチよりも契約法アプローチの方が適合的であることが明らかとなったわけであるが、この契約法アプローチに基づく利用者の利用権限の保障という観点からは、翻って、サービス提供者が利用者に対して課している契約上及び技術上の各種の制約をいかに正当化するか、またその制約にいかに対抗するか、という問いかけへとつながることとなる。プラットフォーム対消費者の利益、という問題構造である。この議論の中で、著作権法に伝統的にビルトインされてきた、消尽法理に見直しの光が当たることとなった。

消尽法理は、著作物の化体した媒体を購入した後の一定の利用については著作権者の権利が及ばないこととして、購入者の所有権を保護する法理である。伝統的には有体物流通を前提に構築されてきたこの法理は、しかし、利用者の「所有の利益」を保護するものであり、デジタル環境においても同様のバランスが求められるのではないかと、そのバランスのために、いわば「デジタル消尽」のような法理を観念すべきではないか、という議論が登場することとなった。また著作権法にはそれ以外にも様々な権利制限規定があり、これらのバランス調整法理を用いることで、「利用者の権利」の保護を図っていくべきではないか、という議論も有力である。

このような問題状況の変化を受けて、本研究は、当初予定していた方法を変更し、その研究の焦点を次の点に絞ることとした。すなわち、著作権法にビルトインされている各種の法理を再検証することを通して、いかにしてデジタル環境における「利用者の権利」や利用者の「所有の利益」を保護していくことができるかという点である。そこでは消尽法理が重要な役割を担うこととなる。

4. 研究成果

(1) 上記のように焦点の絞られた研究方法に基づいて研究を進めた結果、次のような研究成果が得られた。

(2) まず消尽法理との関係では、伝統的な

有体物を念頭に置いた消尽法理の歴史的展開を再検証した。その際に着目したのが、購入者の所有権との抵触が最も大きいと思われる、購入後の加工とその加工品の転売の事案である。下記〔雑誌論文〕欄記載の1及び4ないし7はこの点に関する研究成果である。そこでは確かに購入者の所有権保護の必要性が重要な課題とはなっているものの、そのことは必ずしも消尽法理の枠内ではなく、複製概念や翻案概念といった、著作権法上の別の概念の解釈において配慮されていること、他方で消尽法理との関係では、権利者が当初獲得を予定していた利益を越えるような別の財へと加工された場合には再度の利得の機会が保障されるべきであるとして、権利者の利益の獲得が優先されていることが明らかとなった。つまり、消尽法理が購入者の所有権との調整を担っているとしても、そこでは必ずしも所有権が優位に立つということではない。このことは、プラットフォーム対消費者問題において、契約によってどのような利益の帰属が予定されていたか、そしてそれを越えるような利用がなされたかといった、個別的な利益状況の分析が重要となってくることを示唆している。

(3) 著作権法にビルトインされたその他の調整法理に関する研究が、下記〔学会発表〕欄記載の3及び4の報告に関わっている。特にカナダ最高裁はこの点について積極的な判例形成を行っており、「利用者の利益」を重視した著作権法解釈の方向性を志向している。わが国においても、はたくじどうしゃ事件(東京地方裁判所平成13年7月25日判決)や美術鑑定書事件(知的財産高等裁判所平成22年10月13日判決)など、権利制限規定を柔軟に解釈することで利用者の利益に配慮する判決が散見されるものの、いまだカナダのように大きな潮流とはなっていない。

(4) プラットフォーム対消費者の問題に対する中核的な研究成果が下記〔雑誌論文〕欄2の論稿である。前述の通り、デジタル環境のコンテンツ流通がストリーミング型へと移行する中で、プラットフォームが持つ契約上及び技術上の力といかに向かい合っていくべきかという問題が、各国で議論され始めている。Aaron Perzanowski & Jason Schultz, "The end of ownership" (2017年)、Joshua AT Fairfield, "Owned" (2017年)、Pascale Chapdelaine, "Copyright User Rights" (2017年)、Peter Mezei, "Copyright Exhaustion" (2018年)といった研究書が本研究の期間内に刊行された。そこで本研究ではこれらの研究書における議論を参照しつつ、消費者の所有の利益(コンテンツ・オーナーシップ)について検討した。もっとも、ここでの問題群は非常に多岐にわたっており、本研究の限られた期間内でそのすべてを検討することは

不可能であった。そこで、さしあたり明にできたことは、おおむね次の事柄であった。コンテンツ・オーナーシップの保護のために著作権法にビルトインされた各種の法理の中で最も中心的な役割を担ってきたのは消尽法理であった。しかし、デジタル環境におけるその適用可能性については不明瞭なところがあり、必ずしも今後も同じ役割を担い続けられるかは明らかではない。他方で、わが国で実質的にコンテンツ・オーナーシップの保護が問題となった事案であると考えられるMYUTA事件(東京地方裁判所平成19年5月25日)や自炊代行事件(知的財産高等裁判所平成26年10月22日)では、消尽法理には全く言及されず、もっぱら侵害主体論や私的複製といった別の法理の適用が争われた。これらの法理の解釈に当たって、利用者の利益に配慮することが必要であり、従来の解釈はコンテンツ・オーナーシップの保護として不十分なきらいがある。もっとも、このようなコンテンツ・オーナーシップの保護は、必ずしも著作権法の各種法理の解釈によってのみ実現が図られるものではない。実際、欧州のデジタル単一市場に関する規則は、もっぱら競争法的観点から、コンテンツ・ポータビリティの考えを導入している。このように、プラットフォーム対消費者問題については、著作権法の従来の解釈の見直しに加え、競争法や消費者法といった各法領域を横断した総合的な対応が求められるところである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

1. 谷川和幸「著作権法における消尽の原則の例外」NBL1124(印刷中)(2018年)(査読なし)

2. 谷川和幸「コンテンツ・オーナーシップと著作権法(前編)」福岡大学法学論叢63巻1号(印刷中)(2018年)(査読なし)

3. 谷川和幸「デジタル消尽」ジュリスト1514号74-75頁(2018年)(査読なし)

4. 谷川和幸「複製物に物理的加工を施して販売する行為に著作権は及ぶか(4)」福岡大学法学論叢62巻3号595-615頁(2017年)(査読なし)
<http://id.nii.ac.jp/1316/00004248/>

5. 谷川和幸「複製物に物理的加工を施して販売する行為に著作権は及ぶか(3)」福岡大学法学論叢62巻2号359-392頁(2017年)(査読なし)
<http://id.nii.ac.jp/1316/00004195/>

6. 谷川和幸「複製物に物理的加工を施して販売する行為に著作権は及ぶか(2)」福岡大学法学論叢 62 巻 1 号 1-27 頁(2017 年)(査読なし)
<http://id.nii.ac.jp/1316/00004181/>

7. 谷川和幸「複製物に物理的加工を施して販売する行為に著作権は及ぶか(1)」福岡大学法学論叢 61 巻 4 号 1103-1134 頁(2017 年)(査読なし)
<http://id.nii.ac.jp/1316/00004013/>

〔学会発表〕(計 6 件)

1. 谷川和幸「著作権消尽論の諸相 複製物への加工と消尽論」著作権法学会(2018 年 5 月 26 日) 一橋講堂(東京都千代田区)

2. 谷川和幸「複製物への加工と消尽論」同志社大学知的財産法研究会(2018 年 4 月 28 日) 同志社大学今出川キャンパス(京都府京都市)

3. 谷川和幸「欧州司法裁判所の『新しい公衆』論と消尽論の関係」北海道大学知的財産法研究会(2018 年 2 月 24 日) 北海道大学札幌キャンパス(北海道札幌市)

4. 谷川和幸「カナダ著作権法における『利用者の権利』の保護」情報法制学会(2017 年 12 月 16 日) 一橋講堂(東京都千代田区)

5. 谷川和幸「著作権法における消尽の原則の例外 複製物に物理的加工を施して販売する行為に著作権は及ぶか」九州経済連合会知的財産権研究会(2017 年 12 月 15 日) 九州経済連合会(福岡県福岡市)

6. 谷川和幸「著作権法における消尽の原則の例外 複製物に物理的加工を施して販売する行為に著作権は及ぶか」東京大学著作権法等研究会(2017 年 10 月 19 日) 東京大学本郷キャンパス(東京都文京区)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1)研究代表者
谷川 和幸 (Tanikawa Kazuyuki)
福岡大学・法学部・講師
研究者番号：40584032

(2)研究分担者 ()
研究者番号：

(3)連携研究者 ()
研究者番号：

(4)研究協力者 ()